

建設業の中核団体としての さらなる真価を発揮へ

社団法人日本建設業連合会（日建連）は平成二十四年四月二十四日、東京・千代田区のホテルニューオータニで第二回定時総会を開催した。総会の冒頭、開会の挨拶に立った野村哲也会長（清水建設会長）は、新日建連の発足一周年を順調に迎えられたことに感謝した後、昨年三月の東日本大震災について、「被災地域では、今なお不自由な生活を強いられている方々が大勢おられる。被災地域の一日も早い復興に向け、引き続き総力を挙げて取り組んでいく」との決意を改めて示した。さらに、わが国の情勢や建設業の市場動向を踏まえた上で「安全・安心の確保に向け、予防防災をはじめとする社会資本整備や災害に強い建築・街づくりの推進、総合的な環境対策等の施策についても強力で推進していく」とも述べ、会員会社の理解と協力を求めた。



第2回定時総会の模様

一般社団法人への移行決議

総会では、まず平成二十三年度決算が上程さ

で了承されている旨の報告があった。

本年度事業計画においては、「東日本大震災からの復旧・復興および原発事故対策の推進と災害対応体制の強化」「公共投資、社会資本整備の推進」「建築宣言の理念に立った優良な建築ストック形成等の推進」といった一〇項目を最重要課題と位置づけるとともに、その実現のために、本年度は二・三六項目の活動を二六の委員会の下で実施するとともに、九支部において地方展開を要する活動を展開する。

また、内外の諸情勢の変化に的確に対応しつつ、安全・安心な国土づくり、グローバル競争への対応、低炭素社会の実現等、様々な観点から幅広い活動を行っていく。同時に会員企業が事業活動を円滑に進められるように、市場環境の改善に向けた関係方面への働きかけや、持続可能な経営に向けた会員企業の活動の支援を行うこととしている。

特別委員会の設置

本年度の活動において、特に目玉となるのが、二つの特別委員会の設置である。

これまで震災関連の対応を行ってきた「緊急災害対策本部」を震災からちょうど一年となる三月十一日付で廃止し、新たに「復旧・復興対策特別委員会」（委員長Ⅱ中村満義鹿島建設社長）と「電力対策特別委員会」（委員長Ⅱ山内隆

司大成建設社長）を設置した。

両特別委員会では、復旧・復興を実施する上での合理的な入札・契約方式のあり方、労働力や資機材確保のための施策、国・地方公共団体等との効果的な連携確保方策等の諸課題に関する検討を行うとともに、必要に応じて提言や要望活動を実施することとしており、震災や原発事故からの復旧・復興に対する建設業界の貢献が期待されることだ。

両特別委員会はすでに活動を開始しており、今後東北支部や既設の委員会と連携を図りながら活動していく予定だ。

れ、原案どおり承認された。

つづいて、役員の補充選任が行われ、理事に野村俊明（安藤建設社長）、大本万平（大本組社長）、山田秀之（佐藤工業社長）、宮本文夫（西武建設社長）、毛利茂樹（東洋建設社長）、川上和行（松村組社長）、菅野幸裕（若築建設社長）の各氏を選ばれた。また、今回の理事交代に伴い、海洋安全委員長には毛利茂樹氏が就任した。

さらに、公益法人制度改革への対応として、平成二十五年四月一日を目途とする日建連の一般社団法人への移行決議とそれに伴う定款の変更が上程され、いずれも承認された。

以上、本年度の総会に上程された議案はすべて承認された。

二六の委員会で 二・三六項目の活動を実施

次に、総会への報告事項として①平成二十三年度事業報告②平成二十四年度事業計画③同予算——について、いずれも三月開催の理事会

このほか日建連は、新団体として二年目を迎える今年度、事業の一層の効率化を進めるとともに、全国九支部の運営の合理化等、団体組織をより強固かつ透明にしたうえで、来年度の一般社団法人への移行に向けて、所要の手続きを進めていく方針である。

総会後に開催された懇親パーティーには、政・官・学の各方面から多くの方々の参加があり、来賓の方からは一様に日建連に対する期待の声が寄せられた。二年目の日建連には、建設業界の中核団体として、さらなる真価を発揮することが求められていると言えそうだ。

一般社団法人への 移行決議

- 1 社団法人日本建設業連合会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人へ、平成25年4月1日を目途に移行するものとする。
- 2 このため、社団法人日本建設業連合会の定款（平成23年4月1日改正）を第4号議案のとおり変更し、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 一般社団法人への移行のため、上記の定款の変更案及び、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条により作成する公益目的支出計画を添付して、同法第45条に基づき、平成24年5月中に内閣総理大臣に認可申請書を提出する。

◆平成二十四年度定時総会◆野村会長挨拶

野村でございます。

本日は、会員の皆様にはご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成二十四年度定時総会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

日建連は昨年、「提言力・発信力の強化」と「団体運営のさらなる合理化」を目的として、旧土工協、旧建築協と合併し、設立一周年を迎えることができました。

この間、団体活動を滞りなく行うことができましたのは、会員の皆様のご支援の賜物であり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

合併直前の昨年三月十一日に発生した東日本大震災は、多くの尊い命と日本人が築き上げてきた財産を奪い去るとともに、原子力災害への対応という新たな課題を生み出しました。

この未曾有の大災害に対し、日建連は合併前ではありましたが、旧土工協、旧建築協と連携し、新旧建連として緊急災害対策本部を設置し、東北支部を中心に活動を開始いたしました。

そして会員企業のご協力の下、被災者支援と応急復旧にあり、財政の立て直しと同時に、持続可能な社会保障制度の構築が待ったなしの状況となっております。

加えて国内的には、デフレと産業空洞化の進行により、特に若年層の雇用状況が悪化しております。また、国際的には、当面の危機は回避したものの、欧州債務危機の影響等による世界経済の下振れが懸念され、予断を許さない状況に変わりはありません。

建設市場につきましては、復旧・復興対策、全国防災等を盛り込んだ四次にわたる補正予算と二十四年度予算の編成や、民間需要の持ち直しにより、市場の縮小傾向には一応の歯止めがかかったものと認識しております。

しかし、企業経営の観点から見れば、受注競争の激化による安値受注の常態化、復旧・復興需要の増加による労務単価および資機材価格の高騰、さらには復旧・復興関連事業が採算的に不透明であることなど、まだまだ楽観視できない状況にはありません。

平成二十四年度はこうした状況を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興の推進はもとより、安全・安心の確保・向上に向け、予防防災をはじめとする社会資本整備や災害に強い建築・街づくりの推進、総合的な環境対策等の施策を強力に推進してまいり所存です。

これら最重要課題の他、従来より取り組んでいる課題も含め、二六の委員会の元で活動を展開していくこととしております。

始まり、被災地域の復旧・復興に向けた活動を今日まで展開してまいりました。

しかし、被災地には今なお不自由な生活を強いられる方々が大勢おられます。一日も早い復興に向け、日建連では、引き続き総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

日建連では、震災からちょうど一年にあたる三月十一日をもって緊急災害対策本部を廃止し、代わって「復旧・復興対策委員会」と「電力対策委員会」の二つの特別委員会を設置いたしました。

両委員会とも既に活動を開始しており、復旧・復興関連事業における合理的な契約方式のあり方や、労働力・資機材の確保、国・地方自治体等との効果的な連携確保等の諸課題について、中期的、総合的な視点に立った調査・研究を行い、国・地方自治体等に対する提言、要望活動を行うこととしております。

東日本大震災からの復旧・復興がわが国の最優先課題であることは申し上げるまでもありませんが、一方で、わが国は現在、人口減少・高齢化という社会構造の大転換期に

また、「災害対策への対応」や「公共工事の円滑な実施」など、地方での展開を要する活動については、全国九支部において、それぞれ活動を実施いたします。

この他、後ほど皆様にご審議いただきますが、今年度は、公益法人制度改革への対応として、来月にも新法人への移行申請を行いたいと考えております。

さらには、より円滑な団体運営に向けた事業活動の総点検、合理的な会費制度の整備に向けた検討も進めてまいります。

以上、平成二十四年度の活動の基本的な方針を申し上げますが、これらの活動の実施に当たりましては、常に会員の皆様の声をお聞きし、反映させていくとともに、内外に開かれた運営を心がけてまいりたいと存じます。

最後に、昨年の設立総会におきましても皆様に申し上げたところがありますが、私は日建連の活動を通じて会員の皆様のお役に立つことはもとより、広く産業界、さらには国民各層からも信頼と理解を得られる建設業団体を目指して、誠心誠意、全力を傾注してまいり所存でございます。

会員の皆様におかれましては、今年度も一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。